

独立行政法人工業所有権情報・研修館契約事務取扱要領（抜粋）

（競争参加者の制限）

- 第8条 契約担当職等は、特別な理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 前項の特別な理由のある場合に該当する者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約のために必要な同意を得ている者
 - 二 契約担当職等が、特別な理由があると認めた者
- 3 契約担当職等は、競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人、その他使用人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は監査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な事由がなくて、契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者